賃金・労働条件のしおり（2026 年版）正誤表　（2026 年 10 月修正）

（51 ページ）

正	誤
(2) 扶養手当 ① 支給額 対象 配偶者（内縁関係を含む） 0円 子（配偶者が扶養親族でない場合を含む） 13,000円 配偶者及び子以外の扶養親族（別掲の③扶養親族の範囲参照） 各6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子、孫及び弟妹への加算 5,000円	(2) 扶養手当 ① 支給額 対象 配偶者（内縁関係を含む） 3,000円 子（配偶者が扶養親族でない場合を含む） 11,500円 配偶者及び子以外の扶養親族（別掲の③扶養親族の範囲参照） 各6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子、孫及び弟妹への加算 5,000円

（52 ページ）

〇正

③　扶養親族の範囲

22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	直系血族である一親等の卑属（実子及び養子）
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	直系血族である二親等の卑属（実子の実子及び養子、養子の実子及び養子）
満60歳以上の父母	直系血族である一親等の尊属（実父母及び養父母）
満60歳以上の祖父母	直系血族である二親等の尊属（実父母の実父母及び養父母、養父母の実父母及び養父母）
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	傍系血族である二親等の弟妹
心身に著しい障害がある親族	その障害の程度が終身労務に服することができない程度のもの

〇誤

③　扶養親族の範囲

配偶者	職員の妻又は夫（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	直系血族である一親等の卑属（実子及び養子）
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	直系血族である二親等の卑属（実子の実子及び養子、養子の実子及び養子）
満60歳以上の父母	直系血族である一親等の尊属（実父母及び養父母）
満60歳以上の祖父母	直系血族である二親等の尊属（実父母の実父母及び養父母、養父母の実父母及び養父母）
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	傍系血族である二親等の弟妹
心身に著しい障害がある親族	その障害の程度が終身労務に服することができない程度のもの